

令和3年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和3年3月26日(金曜日)
午前10時00分 開会

の効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部改正の件
[産業・厚生]

◎議事日程

- | | | | |
|----|---|----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第2 | 承認第5号 専決処分の承認を求
める件(令和2年度美唄市水道事業会
計補正予算(第2号)) | 7 | 議案第21号 美唄市指定居宅介護支
援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正の件
[産業・厚生] |
| 第3 | 承認第6号 専決処分の承認を求
める件(令和2年度美唄市工業用水道
事業会計補正予算(第1号)) | 8 | 議案第22号 美唄市新型コロナウイルス
感染症対策資金利子補給基金条
例制定の件 [産業・厚生] |
| 第4 | 報告第7号 第7期美唄市総合計画
調査特別委員会報告 | 9 | 議案第3号 令和2年度美唄市一般
会計補正予算(第11号)
[予算審査特別] |
| 第5 | 委員長報告 | 10 | 議案第4号 令和2年度美唄市介護
保険会計補正予算(第4号)
[予算審査特別] |
| 1 | 議案第15号 美唄市国民健康保険条
例の一部改正の件 [産業・厚生] | 11 | 議案第5号 令和3年度美唄市一般
会計予算 [予算審査特別] |
| 2 | 議案第16号 美唄市受動喫煙防止健
康づくり基本条例制定の件
[産業・厚生] | 12 | 議案第6号 令和3年度美唄市民バ
ス会計予算 [予算審査特別] |
| 3 | 議案第17号 美唄市介護保険条例の
一部改正の件 [産業・厚生] | 13 | 議案第7号 令和3年度美唄市国民
健康保険会計予算 [予算審査特別] |
| 4 | 議案第18号 美唄市指定地域密着型
サービスの事業の人員、設備及び運
営の基準に関する条例の一部改正の
件 [産業・厚生] | 14 | 議案第8号 令和3年度美唄市下水
道会計予算 [予算審査特別] |
| 5 | 議案第19号 美唄市指定地域密着型
介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正の件 [産業・厚生] | 15 | 議案第9号 令和3年度美唄市介護
保険会計予算 [予算審査特別] |
| 6 | 議案第20号 美唄市指定介護予防支
援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防等に係る介護予防のため | 16 | 議案第10号 令和3年度美唄市介護
サービス事業会計予算
[予算審査特別] |
| | | 17 | 議案第11号 令和3年度美唄市後期
高齢者医療会計予算
[予算審査特別] |
| | | 18 | 議案第12号 令和3年度市立美唄病
院事業会計予算 [予算審査特別] |

- | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|-----|---|---|---|---|
| 19 | 議案第13号 令和3年度美唄市水道事業会計予算 [予算審査特別] | 7番 | 楠 | 徹 | 也 | 君 |
| | | 8番 | 松 | 山 | 教 | 宗 |
| 20 | 議案第14号 令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算 [予算審査特別] | 9番 | 本 | 郷 | 幸 | 治 |
| | | 10番 | 紫 | 藤 | 政 | 則 |
| | | 12番 | 谷 | 村 | 知 | 重 |
| | | 13番 | 小 | 関 | 勝 | 教 |
-
- 第6 議案第23号 財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第7 承認第2号 総務・文教委員会所管事務調査の件
- 第8 承認第3号 産業・厚生委員会所管事務調査の件
- 第9 承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件
- 第10 意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書
- 第11 意見書案第2号 悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正後の執行を求める意見書
- 第12 決議案第1号 美唄市大規模水道事故等調査特別委員会設置に関する決議

◎出席説明員

市	長	板	東	知	文	君
副	市	長	市	川	厚	記
総	務	部	長	猪	谷	憲
市	民	部	長	松	田	公
保	健	福	祉	部	長	高
経	済	部	長	東	貴	弘
都	市	整	備	部	長	米
市	立	美	唄	病	院	事
消	防	部	長	今	澤	清
総	務	部	総	務	課	長
総	務	部	総	務	課	長
						補
						佐

教育委員会	教育	長	天	野	政	俊
教育委員会	教育	部	長	阿	部	良
						雄

選挙管理委員会	委員	長	中	田	礼	二
選挙管理委員会	事務	局	長	日	下	聡

農業委員会	事務	局	長	高	田	裕
						二
						君

監	査	委	員	西	尾	正
						君

◎事務局職員出席者

事	務	局	長	村	谷	昌
次	長			門	田	昌
						之
						君

◎出席議員（13名）

議	長	金	子	義	彦	君
副	議	長	桜	井	龍	雄
1	番	森	明	人	君	
2	番	伊	藤	真	久	君
3	番	齋	藤	久	美	夫
4	番	山	上	他	美	夫
5	番	山	崎	一	広	君
6	番	川	上	美	樹	君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

農業委員会会長今田邦彦君は公務のため、欠席いたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員の指名いたします。

12番 谷村知重議員

13番 小関勝教議員
を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、承認第5号専決処分の承認を求める件（令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第2号））、及び日程の第3、承認第6号専決処分の承認を求める件（令和2年度美唄市工業用水道事業会計補正予算（第1号））の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました、各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求める件（令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第2号））であります。

本件は、専決第2号令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第2号）について、水道事業会計において、令和3年2月24日に発生した導水管の崩落事故に伴い、給水業務に必要な収支を補正するとともに、管の敷設を行うため、新たに債務負担行為を設定するもの

で、急を要することから、地方自治法の規定により、去る2月24日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の予定額のうち、特別利益に2,316万増額し、収益的収入合計を6億4,957万4,000円に、収益的支出の予定額のうち特別損失に2,316万5,000円を増額し、収益的支出合計を6億5,455万4,000円にしようとするものであります。

債務負担行為の補正につきましては、令和3年度に導水管をより強靱なものとして敷設することに伴い、新たに第5条として、債務負担行為を設定するものであります。

次に、承認第6号専決処分の承認を求める件（令和2年度美唄市工業用水道事業会計補正予算（第7号））であります。

本件は、専決第3号令和2年度美唄市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、工業用水道事業会計において、令和3年2月24日に発生した導水管の崩落事故に伴い、管の敷設を行うため、新たに債務負担行為を設定するもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る2月24日付けで、専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

補正内容につきましては、令和3年度に導水管をより強靱なものとして補正することに伴い、新たに第5条として、債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、承認第5号及

び承認第6号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第5号専決処分の承認を求める件(令和2年度美唄市水道事業会計補正予算(第2号))及び承認第6号専決処分の承認を求める件(令和2年度美唄市工業用水道事業会計補正予算(第3号))の以上2件は、原案のとおり承認**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、報告第7号第7期美唄市総合計画調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます

●美唄市総合計画調査特別委員会委員長松山教宗君(登壇) 第7期美唄市総合計画調査特別委員会報告を行います。

令和元年第4回定例会において、14人の全議員が委員となる「第7期美唄市総合計画調査特別委員会」が設置され、「美唄市のまちづくりの基本的な方向性を示す第7期美唄市総合計画の策定についての調査を行うこと」を目的とし、「第7期美唄市総合計画の策定に係る事項」を調査事項として、これまで5回延べ7日間にわたり委員会を開催し調査を行っ

てまいりましたので、その経過及び結果について、その概要をご報告申し上げます。

次に、本来であれば、令和2年第1回定例会の会期中に委員会を開催し、基本構想(素案)について説明を受け質疑を行うこととしておりましたが、新型コロナウイルスの感染予防の観点から委員会開催を見合わせ、資料については議員協議会の場で配布することとしました。

次に、令和2年5月26日開催の第2回委員会では、理事者側から「第7期美唄市総合計画基本構想(素案)」について説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、計画の策定にあたって、コロナウイルス感染症によりどのような影響が出ているのか、第6期計画をどのように評価し、また、課題についてはどのように整理したのか、また、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画と三層構造により成り立っているが、実施計画である事務事業インデックス作成についてはいつ頃完成するのか、また、事務事業インデックスを作成するためにはしっかりとした財源的な裏打ちがなければ実効性のない計画となってしまうと考えることから、総合計画策定に併せて財政計画を作成する予定があるのか。

また、総合計画を策定するにあたって、計画を「生きた計画」とするためにもアンケート調査をするなどして市民の声を把握する必要があるのではないかとの質疑に対し、本来であれば4月と5月に開催予定の市民検討会議等が開催できなくなっている現状であることから、作業については当初の予定より遅れ気味であり、計画書の印刷や製本については

5月頃までずれ込む可能性は否定できないが、計画自体は3月中には完成させる予定である。

次に、第6期計画の評価と課題については、26施策中11施策については達成度が80%を超えており、さらに3施策が70%を超えている状況であることから、概ね第6期計画については達成したものと考えているが、5施策については達成度が50%を下回っていることから、第7期計画では基幹産業である農業などの地域資源を活かした連携強化や、食と観光、さらには福祉との連携など新しいビジネスを創出することにより、雇用の創出、移住・定住人口の増加などを目指し、長期的な展望に立った持続可能な活力あるまちづくりが必要であると考えている。

また、財政推計についても令和3年度から10年間の推計を策定中であり、第7期計画と同様にとり進めており、アンケート調査については、昨年度は2,500件を対象とした市民アンケートを実施したところであり、今年度においても、1,200件を対象に実施予定であることから、設問の内容については検討していくとの答弁がありました。

次に、令和2年11月18日から20日に開催した第3回委員会では、理事者側から「第7期美唄市総合計画基本計画（素案）」について施策の項目ごとに説明を受け、質疑を行いました。

総括的な主な質疑としまして、はじめに、総合計画の法的な位置づけと、まちづくり基本条例との整合性について、また、人口推計についてはどのような考えでこの計画の策定を行っているかとの質疑に対し、まちづくり基本条例第24条に基づき、市民主体のまちづ

くり、情報の共有、協働のまちづくりの3つの基本原則に基づき策定を進めており、また、人口推計については、国立社会保障人口問題研究所の推計である、5年後に約17,000人、10年後には約15,000人との推計値を考えながら計画の策定を進めているとの答弁がありました。

次に、事務事業インデックスが完成するのはいつ頃になるのか、また、このようなコロナ禍の中であるが、5月に示されたスケジュールからその後変更がないのか、また、以前の委員会の際に、総合計画の策定にあたって、アンケート調査を取ったらどうかとの意見をしたが、その部分については取り組んでいただけたのかとの質疑に対し、インデックスについては、3月の年度内となる、また、スケジュールについては、現時点で3か月程度遅れるものの、年度内での策定に向けて作業を進めている、アンケート調査については、今回の設問の中に、「幸福度」に対する設問を設けると共に、「今後のまちづくりについて、どのような取り組みが必要か」といった部分をアンケートに盛り込んだとの答弁がありました。

次に、分野ごとの施策の中に、目標値の記載があるが、いくつかの施策については数値目標ではなく、「現状値より高めます」との記載がされているが数値化はできないのかとの質疑に対し、人口減少となった場合でも割合等で数値化できるものもあることから各部署で内容を精査して極力数値化できるものは、はっきりと表現できるような形で考えていきたいとの答弁がありました。

その他、各施策の項目について、記載方法

等についての質疑を行いました。

次に、令和3年1月21日に開催しました第4回委員会では、11月に開催した第7期美唄市総合計画調査特別委員会で質疑、意見のあった内容と、美唄市総合計画審議会で出された意見に対して、新たに追加・修正された箇所についての説明を受け質疑を行いました。

主な総括的な質疑といたしまして、前期基本計画には人口推計が掲載されているが、財政推計が掲載されていないのはなぜなのか、立地適正化計画で計画したようなコンパクトなまちづくりを目指すのであれば、当然財政推計に基づいた予算を立てていかなければならないと考えるが、今後財政推計を掲載する予定はあるのかとの質疑に対し、行財政をしっかりと進めていく上でも中長期的な視点に立った財政見通しを立てることは不可欠であると考えており、作成の作業に遅れが生じてはいるものの財政見通しの作成に着手しているところである、財政見通しについては、1日も早く示すことができるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、令和3年3月23日に開催しました第5回委員会では、理事者側より提出された「事務事業インデックス」及び「中長期財政見通し」について説明を受け質疑を行いました。

また、同日、委員会において「本市のまちづくりの基本的な方向を示す第7期美唄市総合計画の策定についての調査」については、過去に例がない「新型コロナウイルス感染症」の全国的な感染拡大という事態が発生している中で、当初の策定スケジュールから遅れはあったものの、計5回、延べ7日間に及ぶ委員会を開催し、それぞれ必要に応じた調査を

行ってまいりましたが、本年3月末をもって「第7期美唄市総合計画」が完成することから、調査を終了することを決定いたしました。

なお、「第7期美唄市総合計画」に関しては、10年後のまちの姿を目指し、まちづくりの方向性を示すとともに、各施策を達成するための、具体的な事務事業を示しており、とりわけ、前期基本計画の計画期間については、地域医療をはじめ、少子高齢化による人口減少や市民生活に立脚した多くの重要課題を克服しながら、安心安全なまちづくりや地域経済の一層の振興など、活力あるまちづくりに向けてしっかりと取り組まなければならないものと考えことから、美唄市まちづくり基本条例で掲げている「市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりの基本原則」に従い、この計画が、本市における最上位計画であることを踏まえ、本委員会として、次の2点に関して総括すべきものと考えます。

まず1点目は、この計画を推進するための事業の進捗管理についてです。

予算・決算については、毎年度審査を行っているが、こうした単年度の予算・決算が翌年度へ、更には、総合計画の施策の達成に繋がっていくものであると考えことから、この計画を推進していくうえで、中長期的な視点に基づく各事業の進捗状況を議会側としてしっかり確認していく必要があり、単年度の予算・決算の審査の場において、PDCAサイクルによる事業の効果検証も理事者側と情報共有・共通認識を図るべきものと考えていることから、そのための審査のあり方について、今後においても検討を重ねる必要があると考えます。

次に2点目として、市民から要望のあった総合計画を議会の議決事件とする件についてであります。

総合計画の基本部分である基本構想に関しては、平成23年度地方自治法の改正により、議決案件から除外され、議決の有無は、個々の地方公共団体の判断となり、本市においては、美唄市まちづくり基本条例第24条で、策定義務が課せられているものの、議決案件となっていないところである。

美唄市まちづくり基本条例で掲げている「市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくり基本原則」に従い、この計画が、本市における最上位計画であることを踏まえ、より透明性を担保した計画とすべきものと考えのもと、今後、議決を要する案件とするか否かをしっかり検討して行く必要があるものと考えます。

最後に、繰り返しになりますが、これまでの本委員会での協議経過や総合計画審議会、市民検討会議で出された提言や意見等を十分に踏まえ、計画期間中の進捗管理をしっかりと行うことにより、市民及び議会と情報を共有しながら、計画の実行に取り組んでいただくよう要望し、本委員会の報告といたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

報告第7号については、別にご発言もないようですので、ただいまの調査報告をもって委員会の調査を終了することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのようにいたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、委員長報告に入ります。

順序1、議案第15号美唄市国民健康保健条例の一部改正の件ないし順序20、議案第14号令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算以上20件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第15号ないし議案第22号の以上8件について松山産業厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第15号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第16号美唄受動喫煙防止健康づくり基金条例制定の件、議案第17号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第18号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件、議案第19号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件、議案第20号美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第21号美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第22号美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例制定の件の以上8件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月15日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第16号に対する質疑・答弁に

ついて申し上げます。

市たばこ税が年々減少していることから喫煙者数が減少してきているのは理解するが、喫煙者数についての具体的な目標があるのか、との質疑に対し、喫煙習慣のある成人の割合については、令和元年度で18.1%となっており、目標数値については、健康日本21計画が12%となっているので、本市もそれに向けて努めていく、との答弁がありました。

次に、議案第17号に対する質疑・答弁について申し上げます。

高齢化の進展とともに介護保険を利用する人が増え、介護給付費が増加すると思うが、第7期と第8期では介護給付費をいくら見込んでいるのか。また、第8期の期間中での介護保険料の変更はあるのか、との質疑に対し、令和2年度までの第7期については介護給付費を25億2,000万円としていたが、令和3年から令和5年までの第8期計画では27億円と見込んでいる。なお、介護保険料については、計画期間中の変更はないとの答弁がありました。

次に、議案第18号に対する質疑・答弁について申し上げます。

高齢者の虐待防止の推進について、美唄市の実態として、虐待の事例が今まであったのか。また、実際に虐待があった場合、その具体的内容と対応について、との質疑に対し、これまでに対応した虐待については2件あり、1件は訪問介護に係るもので、高齢者が徘徊できないようにドアを外から閉めたといった事例であり、2件目については、入浴をさせる際に適切な温度でなかったため、やけどのような状態になってしまったという事例を把

握しているが、どちらも施設及び事業所に対して指導をおこない、再発防止に努めたとの答弁がありました。

なお、議案第15号議案第19号ないし議案第22号、以上5件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第15号ないし議案第22号の以上8件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第3号ないし議案第14号の以上12件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗君（登壇） ただいま議題となりました、議案第3号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第11号）、議案第4号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第4号）、議案第5号令和3年度美唄市一般会計予算、議案第6号令和3年度美唄市民バス会計予算、議案第7号令和3年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第8号令和3年度美唄市下水道会計予算、議案第9号令和3年度美唄市介護保険会計予算、議案第10号令和3年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第11号令和3年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第12号令和3年度市立美唄病院事業会計予算、議案第13号令和3年度美唄市水道事業会計予算及び議案第14号令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上12件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月16日ないし3月

19日、及び3月22日の5日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第3号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第11号）に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回の補正予算で、障がい者に関する施設利用の事業や小中学校における感染症対策に関する補正が提案されているが、特定財源として「地方創生臨時交付金」が充てられておらず、一般財源が伴う補正となっているが、地方創生臨時交付金が充当できなかったのか、との質疑に対し、地方創生臨時交付金については、充当できる事業と充当できない事業が国から示されており、施設利用支援事業については充当できない事業となっている。また、小中学校における感染症対策に関する事業については、国の15か月予算により、令和3年度に配当されることになっている、との答弁がありました。

次に、議案第5号令和3年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「秘書交際事務」について、増額となった理由と、「庁舎整備事業」でLED照明と冷房装置の設置について、庁舎内の照明をLED照明とすることによる経費削減が年間300万円とのことであるが、設置費用を相殺するまでには25年以上を要するので、庁舎の建て替えは、当分考えていないということなのか、また、冷房設備を設置するよりも先に、老朽化により窓からすき間風が吹き込んで暖房効率が悪くなっている現状があることから、職員の健康管理のためにもそちらを優先すべき

ではないか、との質疑に対し、市長交際事務の増額の主な内訳としては、市長の出張に係る航空運賃の単価見直しと、秘書係の随行に係る旅費の増額分として99万5,490円となっている。また、LED化と職員の健康管理については、現状では庁舎の建て替えが計画できないような状況であることから、庁舎の長寿命化を図っていくため、更にはカーボンニュートラルという国の政策の流れで、グリーン社会を2050年までに実現するといった流れの中で、LED化することによりCO2の削減効果もあることから、優先的にやっていきたい、との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、民生費の「地域支え合い推進事業」について、集落支援員を選任するということが、市で選任するのか、地域で選任するのか。また、どのような方が支援員となるのか、との質疑に対し、集落支援については、市で選任することとしており、市内5つの方面地区民生委員協議会の会長、副会長及び主任児童委員2名の計4名を想定している、との答弁がありました。

次に、「合同墓整備事業」についてであります。

収蔵可能数を3,000体とした根拠、事業費が3,000万円となっているが、その根拠及び事業の内容及び事業費の内訳について、との質疑に対し、今後10年間の人口推計から年間の火葬件数を約296件と見込み、その15%が合同墓を利用するものと考え、30年間で1,332体、更に、改装件数が年平均46件であることから、

30年間で1,380体となり、合わせて2,712体、その他市外からの収蔵体数288体と見込み、収容可能数を3,000体とし、事業費については3,000体の収容数で合同墓を建設した岩見沢市の工事費が約2,600万円であったことから、岩見沢市の工事費と北海道単価を参考にして3,000万円と見込み、また、事業の内容としては、お骨を収蔵する、間口4.2メートル、奥行き4.2メートル、深さ2.4メートルのコンクリート製の「カロート」を設置し、その上部に墓石を設置するとともに、アプローチ部分に10メートル程度のスロープを設けることとしている。

なお、事業費の内訳としては、共通仮設工事費として198万5,000円、石工事を除く建築工事費が639万5,000円、諸経費として255万8,000円となっており、小計として1,093万8,000円、その他石工事の部分については1,633万5,000円となり、消費税相当額を含めた事業費として、3,000万円と積算したとの答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「地元就職等応援事業」について、卒業予定者の中で、就職希望者が何人いて、市内や管内に就職する方は何人いるのか、との質疑に対し、今年度の尚栄高校卒業生のうち就職希望者数が32人いて、その内、管内に就職する方が17人、美唄市内に就職する方が7人となっている、との答弁がありました。

次に、「農産物ブランド化促進事業」について、市としてブランド化を目指す農産品や基準はあるのか、また、個人経営者については

対象とならないのか、との質疑に対し、市内で作付している農産品を対象としており、基準については特に定めていない、また、対象者については、市内に住所を有する3戸以上で構成される農業生産組合やJAとしている、との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「中心市街地元気創出事業」について、令和2年度の実績と、令和3年度の取り組み内容について、との質疑に対し、令和2年度においては、3名の地域おこし協力隊が各種イベントを企画し、〇〇マルシェやブラダイ夏祭り等においては、1,000人から1,200人ほどの集客があり、コアビバイ内に美唄デザイン室という集客スペースを設置した。

令和3年度についても、引き続き事業を継続するとともに、地域おこし協力隊を2名増員し、美唄商店街組合や商工会議所と連携することにより、中心市街地の活性化に向けた取り組みを強化していく、との答弁がありました。

次に、「住宅改修促進助成事業」について、空き家住宅の除却に対して一部助成を行うとのことであるが、その内容について、との質疑に対し、適正な管理が行われていない、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性の高い空き家について、最大で約100万円の解体費を助成することとし、本年度については10件分として1,000万円の予算を計上している、との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し

上げます。

初めに、「救急業務推進事業」について、現状の救急活動の実情はどのようになっているのか、との質疑に対し、救急件数については、令和2年度で1,069件となっており、令和元年度より92件の減少となったが、その一方で、約半数が管外搬送であり、その際に病院に搬送依頼をして4回断られる回数が、令和元年度は21件であったものが、令和2年度で48回と倍以上に増えていることから、美唄市の地理的特性から、受け入れ先が岩見沢方面なのか砂川方面なのかが決まるまで30分以上救急車が動けないといった状態となっている、との答弁がありました。

次に、「文化遺産保全事業」について、事業費2,800万円の事業計画として、旧栄小学校校舎・体育館改修実施設計と炭鉱メモリアル森林公園堅坑櫓調査・設計となっているが、その事業費の内訳と、令和4年度以降に想定される事業費とその財源について、との質疑に対し、旧栄小学校校舎にかかる実施設計として550万円、体育館の実施設計として400万円、堅坑櫓の現状調査・設計で1,850万円となっており、旧栄小学校と体育館については令和4年度以降改修をする予定としており、想定される事業費としては、概算で約3億8,000万円を見込んでおり、財源については過疎対策事業債で考えている、との答弁がありました。

なお、第11款災害復旧費及び第15款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「歳入全般」について、ふるさと納税の歳

入を昨年は2億円に対して、今年度については3倍の6億円に計上した根拠はとの質疑に対し、令和2年度のふるさと納税については、10億円を超える勢いで歳入寄附金が入っており、コロナの影響で巣ごもり需要が増えたとはいえ、ふるさと納税のサイトや、返礼品の数も増やしていることから、令和3年度についても極端に寄付金が落ちるとは考えにくいため、10億円の4割減で推計し、6億円と見込んだところである、との答弁がありました。

次に、議案第7号令和3年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

国民健康保険の短期証交付者や資格証交付者に関して診療抑制等が働いていないのか、受診率等のデータについてどのような結果が出て、どのように把握しているのか、との質疑に対し、資格証の方の受診率については、14.1%となっており、年間平均で0.14回の受診回数となっている、短期証の方の受診率については、平成30年度が36%、令和元年度が75%、令和2年度については58%の見込みとなっていることから、短期証交付者については、受診控えは生じていないものと考えている。また、資格証交付者については、医療機関を受診する前に市役所に申し出ていただくことにより、特別事業として暫定的な短期証を交付することができることから、短期証を利用した受診となっており、その件数については、平成30年度が69件、令和元年度が69件となっている、との答弁がありました。

次に、議案第9号令和3年度美唄市介護保険会計予算に対する質疑・答弁について申し

上げます。

地域密着型介護サービス事業について、市内に小規模多機能型居宅介護のサービスがあれば便利だし、利用したいとのご意見を伺ったことがあるが、市内に小規模多機能型居宅介護事業所を開設することによるメリットとデメリットについて、どのように考えているのか。また、このサービスを実施する可能性についてはどのように考えているのか、との質疑に対し、小規模多機能型居宅介護サービスについて、介護支援専門員等からは、小規模多機能型サービスがあると助かるとの声が上がっているところであり、サービスを始めることによるメリットとしては、介護サービスのメニューが増えることにより、市民サービスの向上につながる点であり、デメリットとしては、介護サービス事業者が参入し、サービスのメニューが増えることにより、介護保険料増加につながることを考えられる。

なお、小規模多機能型居宅介護サービス事業所の開設については、介護報酬の単価や職員配置などを考えると、介護保険の中で単独での事業所の開設は難しいと伺っている、との答弁がありました。

次に、議案第10号令和3年度美唄市介護サービス事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

給与費明細書を見ると、会計年度任用職員以外の職員数が3名増となっており、更に昨年と比べて一般会計からの繰入金も減少しているのだが、介護職を含めた職員の充足がなされたのか、との質疑に対し、あくまでも予算上で3名の職員が新たに配置されると見込み、それに伴い、入所者数が増加するととも

に、施設サービス収入が増加することから、一般会計からの繰入金が増減すると見込んだところであるとの答弁がありました。

次に、議案第12号令和3年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

病院事業収支について、救急医療についてはどれだけ費用がかかり、収入についてはどのようになっているのか、との質疑に対し、救急に伴う費用については、市から1億3,100万円の法定基準内の繰り入れを受け賄っているとの答弁がありました。

次に、議案第13号令和3年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

2月24日に発生した大規模水道事故により、2月及び3月分の水道料金はどのようにしようと考えているのか、との質疑に対し、水道料金については3月利用分の請求額から20%分を差し引いた額を、4月分請求水量から減免する方向で考えている、との答弁がありました。

次に、総括質疑にかかる質疑・答弁について申し上げます。

「合同墓整備事業」について、予算審査特別委員会での議論が十分でないと思う。合同墓の整備において、事業規模3,000体、事業費3,000万円と説明があったが、委員会での積算根拠に対する説明が不明瞭であったと感じるとともに、事業規模及び事業費についても過大だと考える。また、今後も様々な新規事業が提案されてくることとは思うが、予算を提出する前に、各常任委員会等においてしっかりと議論をし、それらを市民の方々と共有で

きるような機会を設けるなどをした上で、事業にあたるべきと考えるが、市長の認識について、との質疑に対し、合同墓の整備については、様々な議論をしてきた経緯もあり、初めての取り組みであることから、アンケート結果や他市との状況を踏まえ、様々な検討を重ねてきたところである。実施に当たっては、予算の原則である「最小の経費で最大の効果」という原則をしっかりと踏まえながら、また、それが市民の意向に沿ったものなのかなど、知見を集めながら、美唄らしいものをつしっかりと市民の皆様とともに作っていきけるよう、様々な面から更に検討を加えていくので、今回提案した予算案については理解いただきたい、との答弁がありました。

なお、議案第4号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算(第4号)、議案第6号令和3年度美唄市民バス会計予算、議案第8号令和3年度美唄市下水道会計予算、議案第11号令和3年度美唄市後期高齢者医療会計予算及び議案第14号令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第3号ないし議案第14号の以上12件については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第15号ないし議案第22号の以上8件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第15号美唄市国民健康保健条例の一部改正の件ないし議案第22号美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例制定の件の以上8件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第3号ないし議案第14号の以上12件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

10番紫藤政則議員

●10番紫藤政則議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第5号令和3年度一般会計予算について、私は原案に賛成する立場で討論に参加いたします。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

新年度予算の審査に当たっての2021年第1回定例会は、第7期総合計画の策定、そしてコロナ禍のいわば予期せぬ事態、さらに雪害、そして水道事故の災害、いわば四重苦の中で開催をされた議会と言えらると思います。それぞれ予算の編成作業並びに総合計画の策定作業、そして、この緊急事態に対応された市長以下関係職員の皆さん、そのご労苦に心から敬意と感謝を申し上げます。私は、一般会計予算は美唄市の全会計283億円の大宗を占める総額163億円の予算規模とな

った一般会計について、市長の今日までの予算の提案、そして事業の絞込み作業、これらについて一定の評価をするものであります。予算編成方針で市長は財政状況が危機的状況にあるとの認識をし、今後の見通しとして、普通交付税の減収などに一般財源の減少、扶助費や公共施設の老朽化対策などの避けられない歳出増、そしてコロナ禍による影響があり、経費0ベースの見直しが不可欠であるとの考え方を示しました。そして、市民が主役であり、誰一人置き去りしない理念のもと、策定した第7期総合計画の一体、整合性の保持を基本方針といたしました。そして、重点政策の展開として、市立病院の建替え事業、集落支援員の設置、新型コロナウイルス対策、スマート農業などの農業振興、ホワイトデータ構想の推進、関係人口を意識したブラックダイヤモンドへの支援、中心市街地活性化対策、郷土史料館への学芸員の配置、学校給食の公会計化の準備、合同墓の整備などを上げました。このような予算編成方針のもと、まとめられた新年度予算には限られた財源を生かす、事業予算が計上されています。私は、これら重点政策の展開を見て、特に次の事業に注目をいたしました。

それは一つに、地域支え合い推進事業であります。集落支援員を配置し、地域コミュニティの再生を目指す取り組みであります。

二つには、子育て支援対策事業、子どもの貧困対策に向け、生活実態調査を行う事業であります。

三つ目に、子育て世代包括支援センター事業、専任職員を配置し、顔の見える、切れ目のない子育て支援をサポートする事業であり

ます。

四つ目に、就学援助事業、これは準用保護の児童生徒の要件緩和につながる認定基準の緩和であります。1.15倍を1.25倍に引上げる内容であります。

五つ目に、学校給食会計を、学校給食負担を軽減する事業であります。学校給食費の10%を公費負担とするものであります。そして令和4年度の学校給食公会計化に向けた取り組みについてです。いずれも声なき声を生かす文教福祉施策といえ、生活弱者に向けた市民の思い、そして、次世代を成長を期待する子ども達の育成につながる取り組みであると高く評価をいたしております。

一方、歳入面の特徴の一つに、先ほど委員長報告のありました、寄附金をあげることができます。ふるさと応援寄附金であります。6億円の予算計上は、本年度の決算見込みの約6割ということではありますが、この本年度の決算見込みは10億を超える勢いだそうあります。これらの取り組みは、市長を先頭にふるさと納税を美唄市に多く引き入れよう、こういう趣旨で返礼品を増やし、インターネットのサイトを増やした結果、いわば積極策がプラスとなったわけであります。巣ごもり需要という一時的なものもあるのかもしれませんが、関係人口の増、すなわち美唄市の経常収支比率を見れば明らかなように、経常経費に充当する経常一般財源は100を超えるわけであります。臨時的収入でなければ、経常経費を賄えないのが、今の美唄市の財政状況であります。ふるさと納税は、一般財源ではありますが、臨時的収入であります。これらの収入を確保するという事は、今の置かれ

ている美唄市の財政状況から見て、いわば言葉は極端かもしれませんが、ここに寄り添いざるを得ない、そういう貴重なふるさと納税があると思います。これらの前向きな取り組みに高く評価をし、そして、今後ともこのふるさと応援寄附金に対し、市民の皆さんと一緒に美唄を盛り立てていく、こういう役割も私たちに課せられている、このように心から思う次第であります。

さて、行財政の今後の運営について、私の意見と要望を何点か申し上げたいと思います。

その一つは、政策等の形成過程の説明についてであります。

特別委員会において、庁舎整備事業と合同墓整備事業について、委員から強い多くの指摘がありました。庁舎整備事業は、庁舎照明のLED化と会議室の冷房設置、総額1億円の事業であります。これらに対して費用対効果、さらには冷房施設では優先するところがあるのではなかろうか、事業の優先順位の問題、これらについて大きな疑義が出されたわけであります。一方、合同墓の整備事業に関しましては、施設の規模が過大であるなどの指摘がありました。私は、これらの指摘は当然柔軟に執行側としても受け止める、そういう必要があろうかと思う一方、なぜ、政策形成過程でそれらの議論が十分なさりえなかったのだろうか。なされたのであれば、説明責任がきちっと果たされていないように感じました。栗山では、議会基本条例が既に作られておりました。その中で、議会が審査するに当たって、政策等の形成過程の説明を求めています。執行側が議会に施策提案する時は、政策の推進を高めるために、決定過程を説明

するよう努めなければならない。努力義務規定であります。そこには7つの項目で整理をしています。政策等の発生源、検討した他の政策案等の内容、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計画における根拠と位置付け、関係ある法令及び条例等、政策等の実施に係る財源措置、将来にわたる政策等のコスト計算の以上であります。これは、議会が可否の判断、良否の判断をする際に必要最小限のものとして議会基本条例に示されています。これらは当然、事務事業評価をして、事業の優先順位をお決めになる執行側は、予算の編成過程で十分議論し、整理をされていなければならないものであります。私は、庁舎整備事業に関しても合同墓の整備事業に関しても、説明の内容についてうなづける部分も多々あります。一方で、具体的に説明が不足していると感じた点もあったわけでありませう。これらの政策等の形成過程に当たって、どのような状況になっているのか、今一度、振り返って、ルール化すべきものはルール化する、議論不足なものは議論をする、是非、柔軟な発想で、そして市民のための施策に繋がっていただきたい。この事を要望する次第であります。

二つ目の意見要望であります。今回、事務事業インデックスは3月16日に机上配付されました。中期財政見通しは3月22日であります。既に、予算審査がスタートをし、具体的に事業の内容について審査をしなければならない私どもの立場からしますと、文字どおり提出が遅れたわけでありませう。このことは、前段申し上げました。まず考えられないような状況下でのこととはいえ、7期の総合計画

は少なくとも本年の4月からスタートをする
ということはわかりきったことでもあります。
他市の例を見ますと、二年前から総合計画の
準備に入っている自治体もごさいます。次の
10年後、どうなっているかわかりませんけれ
ども、これらの反省の上にたった提案のあり
方、このことについても是非、受けとめてい
ただきたい、このように思う次第であります。

最後の要望、提言でございしますが、市の職
員は一般職で372人、これは会計年度任用職員
も含めた数字であります。各会計を入れれば、
700人を超える職員規模でありましょう。公務
を担っていただいている指定管理料に携わる
職員、さらには業務委託に関連する職員、公
務サービスに係る職員、おそらく1,000人を超
える方が市民のために一線で働いておられる
と、私はそう思っています。それぞれが、そ
れぞれの役割を果たす組織であっていただき
たいと心から願う次第でございします。市長は
外交にある程度専念をする、内政は副市長が
取りまとめ、各所管は各部長の責任と権限で
部下を把握し、指導し、その責任ある仕事を
遂行する。このような組織であってほしい、
そのための適材適所の配置であってほしい。
このように思う次第であります。文字どおり
課題山積の美唄市であります。市長のご苦勞、
多とするところではありますが、ぜひ全体とし
て、組織がより機能するように努力をされま
すことをご要望し、賛成討論にかえる次第で
ございします。ご清聴いただきましてありが
うございしました。

●議長金子義彦君 これをもって一括討論を
終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第3号令和2年度美唄市一般
会計補正予算(第11号)ないし議案第14号令
和3年度美唄市工業用水道事業会計予算の以
上12件**は、委員長報告のとおり**決定**されまし
た。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、議案第
23号財政調整基金の一部積立て停止の件を議
題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、
議案第23号財政調整基金の一部積立て停止の
件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定す
る積立金のうち、基準財政需要額に対応する
積立金については、財政事情により、令和2
年度において、その積立てを停止しようとする
ものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第23号に
ついて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第23号財政調整基金の一部積立て停止の件**は原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、承認第2号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第9、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書のとおり、各委員長より調査を要する旨の通知がありました。

各委員長通知のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に、日程の第10、意見書案第1号コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書及び日程の第11、意見書案第2号悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに、特定商取引法の改正、同法指針の改正後の執行を求める意見書の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第1号について、12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇） ただいま議題

となりました、意見書案第1号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書

日本農業をめぐっては、TPP11や日米貿易協定など大型貿易協定が相次いで発効されるなか、今通常国会においてもRCEPの承認を提出し、早期可決を目指しています。特に、RCEPの加盟国には脅威となる中国と韓国も含まれ、さらに、米国との追加交渉が今後懸念されるなど、農畜産物の一層の市場開放を求めてくる可能性が高く、重要品目を抱える本道農業への甚大な影響が危惧されています。新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減、インバウンド需要の落ち込みなどにより、地域経済への打撃が深刻化しています。また農業においても、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。なかでも、米においては、家庭需要の伸びなどで道内食率が前年度の86%から88%に向上しているものの、コロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、主産地の豊作により滞留在庫が深刻化し、価格が下落傾向にあるため、今年産の作柄次第では米価暴落の恐れがあります。加えて、コロナ禍の収束が見えない状況下において、第1次産業を主としている北海道にとって、今後も農畜産物への影響が続くと関連企業の縮小を・倒産など、地域経済にも大

きな損失を与えます。米の作付が主要である美唄市においては、農業者が本年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化や米価暴落を防ぐ緊急対策を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応いただきますよう、要望いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないなか、一層のインバウンド需要や観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みなどで地域経済への影響が今後も懸念され、地域社会全体への影響は必至なことから、経済を活性化する対策の強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2. コロナ禍による中食・外食需要の減退で農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化している。特に、米の需要減少分を子ども食堂等への支援、ODAを活用した援助、政府備蓄米の追加買い上げなどの緊急対策を講じ、米価暴落を防ぐとともに、農畜産物需要の喚起を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月26日

北海道美唄市

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に、意見書案第2号について、8番森明人議員。

●8番森明人議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第2号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正後の執行を求める意見書

消費者庁「特定商取引及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表されました。

特に大きな社会問題となりました豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL（株）など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決をはかることが容易ではなく深刻な事態です。また、新型コロナウイルス感染拡大の消費者の不安に付け込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブオプション）についても社会問題となりました。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性

につけ込む悪質商法の手口が巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要です。よって、国会及び政府におかれては、以下のことを実現されるよう要望いたします。

記

1. 預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早期に進めることを求めます。
 2. 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正を求めます。
 3. 送り付け商法については、現在の法規制の内容の周知を図るとともに、制度的措置を講じることを求めます。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年3月26日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第1号及び意見書案第2号の以上2件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書及び意見書案第2号悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正後の執行を求める意見書の以上2件**は原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第12、決議案第1号美唄市大規模水道事故等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員(登壇) ただいま議題となりました、決議案第1号美唄市大規模水道事故等調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市大規模水道事故等調査特別委員会設置
に関する決議

(委員会の設置)

1. 本市議会に美唄市大規模水道事故等調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2. 本委員会は令和3年2月24日に発生した大規模水道事故(美唄ダム水系)の原因、対応、対策等について調査を行うことを目的とする。

(調査事項)

3. 本委員会の調査事項は、次のとおりとする。
 - (1) 大規模水道事故の原因、対応、対策等について
 - (2) その他委員会が必要と認めた事項について

(委員の定数)

4. 本委員会の定数は14人とする。

(調査機関と閉会中の調査)

5. 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6. 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

以上決議する。

令和3年3月26日

美唄市議会

以上原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、決議案第1号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第1号美唄市大規模水道事故等調査特別委員会設置に関する決議**は原案のとおり**可決**されました。

ただいま設置されました、美唄市大規模水道事故等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、森明人議員、伊藤真久議員、齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、山崎一広議員、川上美樹議員、

楠徹也議員、松山教宗議員、本郷幸治議員、紫藤政則議員、桜井龍雄議員、谷村知重議員、小関勝教議員、金子義彦の以上14人の議員を指名いたします。

以上もちまして、今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回美唄市議定例会は閉会いたします。

午前11時52分 散会

